

## 奨学生志望の皆さんへ

一般財団法人中西奨学会の「目的および事業」として、その定款の

### 第3条（目的）に

この法人は、高等学校、高等専門学校、大学または大学院の学生生徒で、学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行い、将来社会に貢献し得る有用な人材を育成するとともに、産業科学技術に関する調査、研究に対する助成を行い、もってわが国産業科学技術水準の向上に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）に

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 奨学金の給付
  - (2) 科学技術に関する研究に従事する者に対する助成
  - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

と規定されており、これに基づいて定められた「奨学金給付規程」、「奨学生募集要項」等により選考の上、当会から奨学金の無償給付を受ける「奨学生」に採用されます。

当会の奨学金制度の内容や、奨学生募集の詳細については貴校事務室（奨学金担当）にお問い合わせの上、ご応募ください。

### 【応募先・お問い合わせ先】

〒530-8566 大阪府大阪市北区天満橋三丁目三番五号

中西金属工業株式会社内

一般財団法人 中西奨学会

TEL\_06-6352-4585

E-mail:shogakukai@nkc-j.co.jp

# 奨学生募集要項（附 「奨学生願書」 記入上の注意）

一般財団法人中西奨学会

## 1. 申請の資格 ※博士前期課程学生のみ応募可（博士後期課程学生は対象外）

学校教育法による学校において、人物、学力とも優秀で、かつ、経済的理由により当会の奨学金の給付が必要であると認められる方に限ります。ただし次の方は出願の資格はありません。

- (1) 最短修業年限をこえて在学する方
- (2) 選科生、聴講生等の別科生
- (3) 同一世帯の生計維持者の前年度の収入金額が税込 500 万円を越える方

※学資の支払いが困難な学生に対する給付が目的であるため、原則としてご遠慮願います。ただし、兄弟姉妹の人数など、特別な事情がある場合はこの限りではありませんので事務局にご相談ください。

### 【他奨学金との併給について】

他の奨学金制度との併給は、貸与型・給付型問わず可能とします。

## 2. 申請の手続き

当会の奨学金給付規程第4条により次の書類を必ず提出してください。

- (1) 奨学生願書（当会所定用紙）
- (2) 在学学校長または学部長の推薦書 ※指導教員に記入を依頼すること
- (3) 昨年度の成績証明書 ※M1の学生は学部時の成績証明書  
高専出身者は本科と専攻科の両方を提出すること

## 3. 奨学生の種類と奨学金の月額、給付期間

奨学生の種類、奨学金の給付月額および給付期間は以下の通りです。

区分	給付金額	給付期間
高等学校奨学生	20,000 円/月	2 年生より 2 年間
高等専門学校奨学生	30,000 円/月	2 年生より 4 年間
大学奨学生	70,000 円/月	3 年生より 2 年間
大学院奨学生	70,000 円/月	修士 1 年生より 2 年間

情報科学研究科の応募締切：2026年5月1日（金）16：00まで

応募書類提出先：情報科学研究科 教務係窓口

※書類の受付可能時間帯

9：00～12：00、13：00～16：00（平日のみ）

#### 4. 申請の時期、採否決定の時期と通知の方法

奨学金給付申請の時期は4月1日～5月末日までとし、6月上旬に採用を決定します。採用となった者には学校を通じ「奨学生採用通知」を送付し本人に通知します。新規奨学生向け給付スケジュールは以下の通りです。

奨学金給付スケジュール			
給付時期	7月末	10月末	1月末
対象給付月	4～9月分	10～12月分	1～3月分

#### 5. 採用になった場合

採用になった場合は、採用通知に同封の「奨学生採用時書類 提出要領」に従って指定の期日までに必要書類を提出してください。

理由なく期日までに提出を怠った者は採用を取消します。

#### 6. 奨学生の義務

- (1) 当会の奨学金給付規程および奨学生募集要項に記載の各条項をよく読んで、その規定に違反しないよう常に心掛けてください。
- (2) 学問、教養を十二分に身につけて社会に貢献する立派な人材になりうるよう懸命に努力してください。
- (3) 奨学金は学生生徒がまじめに勉学をするための学資として無償給付を受けるもので、奨学生は卒業後も返還する義務は全くありません。
- (4) また卒業後就職その他についても何らの拘束を受けることはありません。
- (5) 但し、願書の記載内容をごまかしたり、その他不正な手段によって奨学金の給付を受けたことが判明したときは、即時、全額を一時に返還する義務が生じます。
- (6) 休学等、修学状況に変更があった際は、遅滞なくその事由を指定の書面で届け出てください。無届けのまま放置されますと、奨学金給付を停廃止されることもありますので、くれぐれも注意してください。

## 「奨学生願書」記入上の注意

奨学生願書は、選考上の大切な資料でありますから、申請時現在の状態で事実をありのままわかるように記入してください。記載すべきことが書かれてないとき、判読困難等不備の申請書は選考から除外します。また記載内容が故意に事実と相違して記入してある場合は、採用後においても採用を取消しますから正確に記入するよう注意してください。

### 1. 「氏名・現住所」

氏名・現住所は必ず記入し、氏名にはふりがなをカタカナで記入してください。各欄は同一の場合でも「同上」とせず、必ずそれぞれの欄にあらためて記入してください。自宅については、父母または家計支持者と同居している場合は、借家、間借、親戚宅等であっても自宅とします。

### 2. 「専攻の具体的内容」

高校生・高専生は得意科目や現在学んでいることについて、大学生・大学院生は研究テーマ等について記入してください。

### 3. 「奨学金を希望する理由」

奨学金給付を申請するに至った事情などを具体的に記入してください。

### 4. 「家族に関する事項」

「家族」には、同居・別居を問わず、申請者の父母、兄弟、姉妹を全員記入してください。

- (1) 年齢は申請時の4月1日現在で満年齢を記入してください。
- (2) 職業は、公務員、会社員、自営業等記入してください。
- (3) 勤務先は具体的に記入してください。

### 5. 「年収（税込）」

同一世帯の生計維持者（※1）の前年度の税込収入金額（※2）を、必ず家族に確認の上記入してください。

- （※1）学生・生徒の学費や生活費を負担する人のこと。原則として父母。
- （※2）源泉徴収票等の支払金額で、1年間の税込収入のことを指す。

奨学生願書の提出等で得た個人情報、奨学金給付ならびにこれに関連することのみに使用し、奨学生の個人情報を奨学生または保証人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。（ただし、法令などにより開示を求められた場合を除きます。）